

養育費受領率の達成目標について

【概要】

- 「女性版骨太の方針2022」において、養育費の受領率に関する達成目標を定めることを明記。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（抄）
（令和4年6月3日政府決定）

I 女性の経済的自立

(5)ひとり親支援

②養育費

離婚の際に養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進める。養育費の「受領率」に関する達成目標を定める。養育費等相談支援センターや地方公共団体等における各種相談等を推進する。その際、AIやDXを活用したワンストップ相談システムを構築するなど、当事者に寄り添った支援を行う。離婚前後親支援モデル事業や「父母の離婚等に伴う子の養育の在り方に関する調査研究」の成果や課題を検証し、弁護士等の専門家による支援の拡充、公正証書等による債務名義作成や民間ADRの利用等について負担の軽減や機会の拡充、保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進を検討する。さらに、養育費の取立てに係る裁判等の費用の負担軽減を図るための方策の拡充、回収等についての公的支援の導入を検討する。【内閣府、法務省、厚生労働省】

父母の離婚等に伴う子の養育の在り方について、引き続き必要な検討を進め、養育費の確保のための具体的な方策についても、令和5年の通常国会における法案提出を目途に民事基本法制の見直しに関する検討を進める。【法務省】